

# 里塚及び手稲平和霊園交通誘導及び里塚斎場特別警備業務 仕様書

## 1. 業務概要

### (1)業務目的

札幌市営霊園等（里塚霊園、里塚斎場、手稲平和霊園）について、お盆の期間中、園内・場内の安全等を確保し、自家用車で来園した方や火葬のためバス等で来られた方が円滑に園内を移動できるよう、また、近隣住民への影響を最小限に抑え、快適に墓参・火葬等を実施することができるようにすることを目的とする。

### (2)履行期間

令和8年8月10日（月）から令和8年8月15日（土）まで

#### ア. 里塚霊園

午前8時00分から午後4時00分まで

#### イ. 里塚斎場

午前9時30分から午後3時00分まで（8月14日（金）を除く）

#### ウ. 手稲平和霊園

午前8時00分から午後4時00分まで

## 2. 業務内容

### (1)業務内容

受託者は、1(2)で定める履行期間、時間内に、委託者が指定する箇所に交通誘導員・特別警備員を配置し、園内一部道路の一方通行規制及び一部道路の駐車禁止規制を踏まえ、墓参車両等の安全かつ円滑な通行を確保する。

### (2)交通誘導員等の配置

交通誘導員・特別警備員の配置場所は、別紙のとおり、里塚霊園は21箇所、里塚斎場は4箇所、手稲平和霊園は2箇所、とする。なお、里塚斎場に配置する特別警備員は、火葬目的以外の来場者に声掛けを行い、入場を規制する。加えて、別紙の③、④に配置した特別警備員においては会葬者送迎バス乗降所への一般車両に対する進入禁止指示も同時に行うこと。

### (3)業務履行場所

ア. 里塚霊園

札幌市清田区里塚468番地 電話881-2110

イ. 里塚斎場

札幌市清田区里塚506番地 電話883-1561

ウ. 手稲平和霊園

札幌市西区平和387番地 電話663-2172

(4)業務上の注意事項

ア. 交通誘導員・特別警備員等が配置場所を離れるときは、必ず交替要員を配置し、空白時間のないよう連続して業務に当たること。

イ. 交通誘導員・特別警備員等は、業務履行に当たり、事前に霊園内施設の位置関係並びに交通規制内容を把握し、墓参者からお墓のある区画等への問い合わせがあった場合、誘導、案内を実施すること。

ウ. 業務履行中は細心の注意を払い、墓参者及び斎場利用者等の安全確保に努めるほか、自らの安全に対する心構えも怠らないこと。

(ア) 臨時の交通規制に従わない者があっても深追いしないこと。

(イ) 注意に従わない者に対しては、必要以上に迫らないこと。

(ウ) 高圧的な威嚇などで身の危険を感じた場合は、直ちに警察に通報すること。

エ. 業務の遂行にあたり、委託者及び第三者に対する事故防止を徹底し、同者に損害を与えた場合は、その損害賠償を含む事故等の一切の責任を負うこと。

オ. 受託者は、事前に委託者と十分な打ち合わせを行い、業務内容に遺漏のないようにすること。

3. 業務上の配置

(1)現場主任

ア. 受託者は、業務履行中の交通誘導員・特別警備員等の指導、監督及び委託者との連絡又は協議のため、現場主任を里塚及び手稲平和霊園にそれぞれ1名選任し、業務開始の前に委託者に報告すること。

イ. 現場主任は、車両通行量等の現場状況を的確に把握し、交通誘導員等に適切な指示を行うとともに、委託者への連絡を密に行うこと。

## (2)交通誘導員等

当該業務に従事する交通誘導員等は、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を里塚及び手稲平和霊園にそれぞれ1名以上配置すること。

また、当該業務に従事する者全員、受託者が定める制服、制帽及び腕章等を着用すること。

## 4. 報告

(1)受託者は、当該業務を完了したときは、速やかに業務完了届及び業務日誌により委託者に報告すること。

(2)業務履行中に受けた相談又は通報等で必要がある場合は、現場主任を通じて委託者に報告し指示を仰ぐこと。

(3)業務上必要なその他の看板等がある場合は、委託者に報告のうえ許可を得ることとし、必要がある場合は、道路占用許可等の申請をすること。

## 5. 諸法規の遵守

受託者は、業務の履行に当たり道路交通法並びにその他関係諸法令等を遵守するとともに、受託者の責任において必要な手続きを取ること。

また、委託者の墓地運営管理に支障をきたすことのないよう万全を期すこと。

## 6. 環境への配慮

(1)当該業務の履行に当たっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(2)交通誘導員・特別警備員等の人員輸送は、なるべく公共交通機関の利用に努め、また、自動車等を使用する場合は、乗り合わせを行うなど必要最低限にとどめること。

(3)自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心掛けること。

## 7. その他

(1)委託者において下記の時間帯について、標識等看板の取り付けや車止め等の設置による規制を行う予定である。

ア. 里塚霊園

(ア) 一方通行規制 午前 8 時00分から午後 4 時00分まで

(イ) 駐車禁止規制 終日

イ. 手稻平和霊園

(ア) 一方通行規制 終日

(イ) 駐車禁止規制 終日

(2)常に安全かつ円滑な交通・警備の確保に努めるとともに、墓参者等歩行者及び齋場利用者の保護を優先するよう細心の注意を払うこと。

(3)本業務の履行にあたり、火葬目的以外の来場者への入場規制を行う際には、来場者に配慮し、適切な態度、言葉使い等により説明を行うこと。

(4)業務上知り得た秘密については、他人に漏らさないこと。

(5)臨時の交通規制に伴い、委託者が設置する看板及び交通誘導員等の配置に係る道路占用許可については、委託者がこれを申請することとする。

(6)業務内容に疑義が生じた場合若しくは当該仕様書に定めがない事項又はその他業務上必要な事項については、委託者受託者双方で協議のうえこれを決定するものとする。

# 里塚霊園

## 令和8年度 お盆特別対策 園内交通規制及び交通誘導員配置図

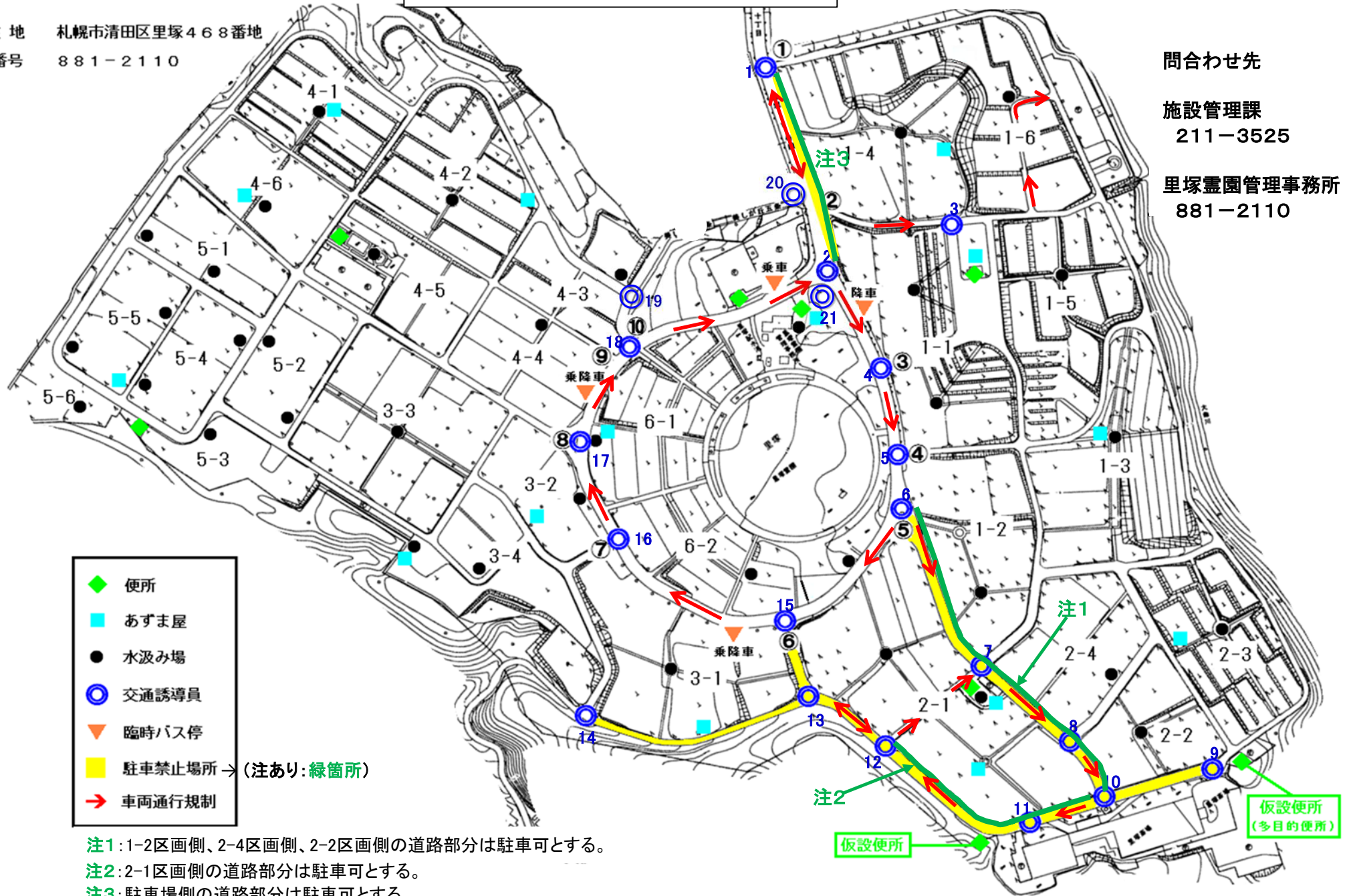
別紙1 規制日：8月10日(月)～15日(土)  
規制時間：午前8時00分～午後4時00分

所在地 札幌市清田区里塚468番地  
電話番号 881-2110

問い合わせ先

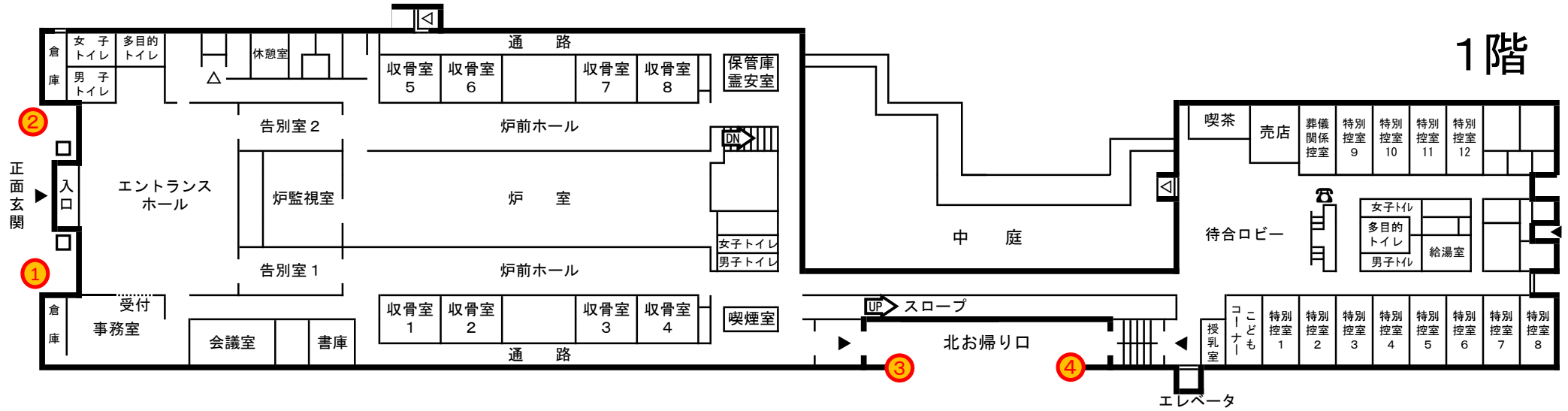
施設管理課  
211-3525

里塚霊園管理事務所  
881-2110



# 里塚斎場特別警備業務

警備員の配置は以下の4か所に各1名ずつとする。  
 なお、業務監督者（業務主任）等に該当する者は、正面玄関エントランス（下図①または②）に配置する。



令和8年度 お盆特別対策  
園内交通規制及び交通誘導員配置図

手稲平和霊園

規制日：8月10日(月)～15日(土)(終日規制)

交通誘導員の配置 8月10日(月)～15日(土) 午前8時00分～午後4時00分

所在地 札幌市西区平和387番地  
電話番号 663-2172

問い合わせ先 施設管理課 211-3525  
手稲平和霊園管理事務所 663-2172

- ◆ 便所
- あずま屋
- 水汲み場
- 交通誘導員配置予定場所
- 駐車禁止場所
- 車両通行規制

